



豊中市立東豊中小学校 学校だより

ひがしとよなか だより

豊中市立東豊中小学校 NO.1

令和8年(2026年)4月9日

校長 出口 裕子

学校教育目標

豊かな心を持ち、よく考え、自分の力で生きぬく子ども

入学・進級おめでとうございます！

東豊中小学校では子どもたちの入学や進級を祝うかのように春の花々が咲き誇っています。

4月7日(火)に、第60回入学式を行いました。かわいらしい1年生が入学しました。前日には6年生がはりきって教室や体育館など入学式の準備をしてくれました。また、入学式では6年生が全校を代表して出席し、校歌を歌い、お祝いの言葉を伝えてくれました。6年生の皆さんありがとうございました。学校長からのお話では、3つの約束「あいさつをしましょう!」「困ったときは助けるといえる子になりましょう!」「本をたくさん読みましょう!」を子どもたちにお話したところ、1年生のみんなから元気に手を挙げる姿や返事がたくさんかえってきて、とてもうれしくなりました。



そして、今日は新しい学年のスタートとなる始業式。入学式で1年生にお話しした3つの約束を2年生から6年生にもお話ししました。さあ、全児童数471名での創立60年目のスタートです。教職員一同、子どもたち一人ひとりを大切に「学校教育目標」の実現に向けて、精一杯努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

～着任のごあいさつ～

このたび、東豊中小学校の校長として着任いたしました、出口裕子(でぐちひろこ)です。

昨年は桜井谷小学校の校長をしておりました。

校長として、伝統のあるこの東豊中小学校で初めの一步を踏み出せることをとてもうれしく思っております。なにかと至らないところがあるかと思いますが、前任の河上校長のあとを引き継ぎ(できることから)皆様から信頼される学校づくりをさらに進めて参りたいと思います。地域の方々、見守り隊の方々、PTAの皆様、保護者の皆様のご支援・ご協力のおかげで子どもたちは安心して学校へ来ることができ、貴重な体験もさせていただいています。本当に感謝申し上げます。

子どもたちも教職員も「学校が好き、学校が楽しい」と思える学校づくりを全教職員で取り組んで参ります。校長室はできる限りオープンにしたいと思っています。学校のこと、お子様のことなど、なんでも気軽に話にお越しく下さい。

東豊中小学校が明るく元気になる、「チームひがとよ」の力で居心地よい場所になるように皆様と取り組んで参りたいと思っています。どうぞ、よろしくお願いいたします。

教職員の異動について

本校を去られた先生方

ありがとうございました！

今年度教職員構成について

よろしくお願いします！

◆お知らせ・お願い◆

★次号から学校だよりと毎月の行事予定はコドモンにて配信いたします。その他、学年からの連絡も配信します。登録がまだお済でない方は、重要な連絡を確実にお届けするためにも登録をお願いいたします。

★携帯電話・外部連絡機器と取り扱いについてご協力ください★

◆児童の携帯電話の学校への持ち込みについて、豊中市より方針が下記のように示されています。

豊中市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針

豊中市教育委員会事務局

本市の小中学校における携帯電話の取扱いについては、児童生徒の携帯電話の持ち込みを従来どおり「原則禁止」とする。携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合などやむを得ない事情がある場合には、校長の判断により、例外的に認めるものとする。

《例外的に保護者が持ち込みを学校に求める場合》

保護者及び本人は、例外を求める理由を明らかにし、校長へ申し出ること。

《学校が持ち込みを認める場合》

- (1) 校長は、携帯電話の取扱いに関して保護者及び本人より同意を得ること。(別紙参照)。
- (2) 同意確認した内容をふまえて、学校と家庭が協力し、管理及び指導を行う。
- (3) 保管方法は、学校が指示する方法とする。
- (4) 事前に同意確認した内容を児童生徒が守らない場合や保護者の協力が得られない場合は、一時的に、または長期的にわたって持ち込みを認めない等の措置をとる。

保護者の責任について

- (1) 携帯電話を子どもに持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から保護者が判断するものです。
- (2) 子どもに携帯電話を持たせる場合は、家庭でのルールを設定し、保護者として責任を持って、使用方法や使用時間等の管理や使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です。
- (3) 例外的に学校への持ち込みが認められた場合においても、学校が示すルールに同意し、そのルールを子どもと確認して保護者の責任のもとで守らせることが必要です。

学校での指導について

携帯電話は子どもたちの生活に急速に普及し、それに伴い、ネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自撮り被害等の犯罪被害等が増加しています。このことから、学校は保護者と協力し、すべての子どもに対して、携帯電話の使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に積極的に取り組む必要があります。

また、小中連携のもと子ども自らが携帯電話の使用についてのマナーやリスク等を考える機会を設定し、自己管理できる資質を育成していきます。

※本方針における「携帯電話」とは以下のものをいいます。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話、メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォンやスマートフォン
(注：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。)

◆本校でも市の方針に沿って、保護者及び本人の同意を得るために、同意書の提出をお願いすることとなります。下記の内容をご確認いただき、同意書が必要な方は、各担任までお知らせください。

豊中市立 東豊小学校

校長 出口 裕子 様

令和 年 月 日

携帯電話及び外部連絡ツールを含む機器 利用の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話及び外部連絡ツールを含む機器(例：Bot トーク)を所持させたいので同意書を提出します。

〈同意事項〉 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック(✓)をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

	同意確認事項	保護者 ✓	児童 ✓
1	災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外、登下校中に使いません。		
2	校内では、指示された保管方法に従い、学校の指示があるとき以外は使いません。		
3	所持について同意確認した内容等が守れない場合、学校が預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの連絡はしません。		
5	適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話や機器の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

___年___組___番

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ 印